通　所　型　サ　ー　ビ　ス　Ａ

重要事項説明書

通所型サービスＡ（以下、「サービス」といいます。）のサービス提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項などの重要事項について次の通り説明いたします。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社　ＫＡＴＡＹＡＭＡ
主たる事務所の所在地	〒411-0020 三島市旭ヶ丘 33-4
代表者（役職・氏名）	代表取締役　　片山　慎一朗
設　立　年　月　日	平成　26 年　7 月　2 日
電　話　番　号	055（919）6373

２．事業所の概要

事業所の名称	くまいでん	
事業所の所在地	〒411-0911 駿東郡清水町久米田１４９－３	
電話番号	055（919）2153	
ＦＡＸ番号	055（919）2153	
指定時日・事業所番号	平成 29 年 10 月 1 日	22A1300021
実施単位・利用定員	通所型サービスＡ 短時間型（第 1 号通所事業）	利用定員数　8 名
通常事業の実施地域	清水町	
併設事業所	片山鍼灸接骨院	

３．運営の方針

・通所型サービスＡの提供にあたっては、事業所の従事者は要支援が可能な限りその在宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。

・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4．提供するサービス内容

・日常生活動作の機能訓練

利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、トレーニング・介護予防体操などを行います

・健康状態の確認

サービス提供開始前に、毎回体調や血圧などの確認を行います。

・送迎

居住宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。

・日常生活における相談及び助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

・その他日常生活上の援助

利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

5．営業日時

営業日	月曜～土曜日 ただし、国民の祝日、年末年始・夏季休暇（詳細日時は都度お伝えします）を除きます。
営業時間	午前８時３０分～午後５時 （但し、併設する片山鍼灸接骨院の営業時間は午前９時～午後７時）
サービス提供時間	月～金　①9:00~10:30　②10:30~12:00 ③14:00~15:30　④15:30~17:00　（送迎含まず） 土　①9:00~10:30　②10:30~12:00　（送迎含まず）

6．事業所の従業者の体制　　（令和８年３月３１日現在）

職種	常勤	
	専従	兼務
管理者		1
機能訓練士		2
従業員		2

施設責任者は、併設する片山鍼灸接骨院の院長を兼任しています。

管理者：片山　聡美

7．利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、お支払いただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料のうち、負担割合証に記載されている割合の額となります。

ただし、支払い方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、清水町の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

（1）　介護予防通所介護の利用料

【基本部分：通所型サービスＡ利用費】

利用者の要支援度	通所型サービスＡ利用費（1カ月につき）		
	単位数	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担１割の場合） ※（注2）参照
要支援１・サービス事業対象者 （週１回の利用）	1,259	12,766	1,277　円
要支援２　（週２回までの利用）	2,535	25,705	2,571　円

（注１）　上記の基本料金及び加算等は、各市町村が告示で定める金額（事業所の所在地が 7 級地のため、単位するに 10.14 を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これらの基本料金等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金等を書面にてお知らせいたします。

（注２）　介護保険普及の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますので、ご留意ください。

（注３）　上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多数の誤差が生じることが、あります。

※また、金額は利用開始日により、回数もしくは日割りの金額となります。
　詳細は、あらかじめ利用者にお知らせいたします。

※上記利用料は、清水町在住の方が対象となります。
　沼津在住の利用者は、別紙参照ください。

（３）その他の費用

短時間の通所型サービスですので、基本的に昼食・おやつ代などはかかりません。
ただし、日常生活において必要となる経費であり、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）については、費用の実費をいただきます。

（４）キャンセル

利用予定日の前にサービス利用の中止又は、変更をすることができます。
この場合には、利用予定日の前営業日 12 時までに事業所に申し出てください。
なお、通所型サービスＡは、キャンセル料はいただきません。

（５）お支払方法

毎月、翌月 3 日までに前月分の利用料金を請求いたしますので、翌月 7 日までにお支払いください。
お支払方法は、銀行振り込み、現金払い、口座振替（自動引き落とし）の中からご契約の際に選択できます。
口座振替は、リコーリース株式会社様が代行収納先となります。翌月 20 日に前月利用分を徴収させていただきます。

8．サービス利用に当たっての留意事項

・サービスの利用中に気分が悪くなった時は、すぐにお申し出ください。

・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスを受けられない場合があります。

・短時間の通所型サービスであるため、昼食の提供、宿泊などはおこないません。

9．秘密保持及び個人情報の保護

・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは契約終了後も同様とします。

・事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者のサービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、在宅サービス事業者、地域包括支援センター等との連絡調整などにおいて、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

１０．緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

＊利用者の主治医

医療機関の名称

担当医

所在地

電話番号

＊緊急連絡先（家族等）

氏名　（利用者との関係）　（　　）

電話番号

１１．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１２．苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

（1） 事業所の窓口

事業所相談窓口

電話番号　　055-919-2153

受付時間　　月曜―土曜　　午前９時～午後７時　（但し、土曜日は午後１時までとする）

（併設する片山鍼灸接骨院の診療時間内）

担当者名　　管理者　片山　聡美

（2） その他の苦情申立の窓口

苦情受付機関

清水町　長寿介護課　高齢者支援係

電話　　055-981-8207

１３．非常災害対策

・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。

・事業所は、防災計画に基づき、年２回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

１４．サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

（1） 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の７日前までに文書でお申し出ください。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が 7 日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

（2） 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、１カ月前までに文書で通知します。

（3） 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・利用者が介護保険施設へ入院または入所した場合

・利用者の要支援状態区分が要介護又は自立となった場合

・利用者が死亡した場合

（4）その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合

・事業者が、守秘義務に反した場合

・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

・利用者の利用料等の支払いが２カ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告下にも拘わらず、別途定めた期限内に支払われなかった場合

・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業所名　　くまいでん
所在地　　駿東郡清水町久米田１４９－３
職・氏名　　管理者　片山　聡美

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

本人との続柄